

既存住宅における省エネ改修促進事業実施要綱 新旧対照表

新	現行
第1及び第2 (現行のとおり)	第1及び第2 (略)
<p>第3 用語</p> <p>この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>1から3まで (現行のとおり)</p> <p>4 高断熱窓 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。以下同じ。)、<u>先進的窓リノベ事業又は子育てグリーン住宅支援事業</u>において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスをいう。</p> <p>5 高断熱ドア <u>住宅の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具で、熱貫流率が$2.3\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$以下であるドアをいう。外皮部分とは、外壁ライン上にある熱的境界のことをいう。</u></p> <p>6 断熱材 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金<u>又は子育てグリーン住宅支援事業</u>において、補助対象となる製品として登録されている断熱材をいう。</p> <p>7から12まで (現行のとおり)</p> <p>13 事前申込 事業の効果的な実施を図るため、<u>公益財団法人東京都環</u></p>	<p>第3 用語</p> <p>この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>1から3まで (略)</p> <p>4 高断熱窓 の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。以下同じ。)<u>又は脱炭素化産業成長促進対策費補助金(先進的窓リノベ事業に限る。)</u>において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスをいう。</p> <p>5 高断熱ドア <u>熱貫流率が$3.5\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$以下であるドアをいう。</u></p> <p>6 断熱材 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金において、補助対象となる製品として登録されている断熱材をいう。</p> <p>7から12まで (略)</p> <p>13 事前申込 事業の効果的な実施を図るため、<u>公社</u>が別に定める手続</p>

境公社（以下「公社」という。）が別に定める手続のことをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

（1）次項（1）から（4）までに規定する、助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）を設置する住宅の所有者又は管理組合

（2）前号に掲げる者に対し、助成対象設備に係るリース等の契約を締結したリース事業者（前号に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行うリース事業者に限る。）

2及び3 （現行のとおり）

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成対象設備の設置に係る材料費、工事費又は保険料及び検査料について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

なお、それぞれの助成対象に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）高断熱窓及び高断熱ドア

一 助成金の交付額は、工事により設置する対象製品の性能及び大きさに応じて、次のアからエまでの窓一か所又はガラス一枚当た

のことをいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

（1）2（1）から（4）までに規定する、助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）を設置する住宅の所有者又は管理組合

（2）前号に掲げる者に対し、助成対象設備に係るリース等の契約を締結したリース事業者（前号に掲げる者と共同で助成金の交付に係る申請を行うリース事業者に限る。）

2及び3 （略）

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象の種別ごとに次のとおりとする。ただし、助成対象設備の設置に係る材料費、工事費又は保険料及び検査料について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあつては、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

なお、それぞれの助成対象に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（1）高断熱窓

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であつて、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

りの額（以下「助成単価」という。）の合計の額とし、一住戸当たり1,300,000円を上限とする。

ア 内窓設置

窓1か所当たりの面積	<u>2.8 m²</u>	<u>1.6 m²以上</u>	<u>0.2 m²以上</u>
グレード（熱貫流率）	<u>以上</u>	<u>2.8 m²未満</u>	<u>1.6 m²未満</u>
<u>P（1.1以下）</u>	<u>53,000</u>	<u>36,000</u>	<u>23,000</u>
<u>S（1.1超過、1.5以下）</u>	<u>43,000</u>	<u>29,000</u>	<u>18,000</u>
<u>A（1.5超過、1.9以下）</u>	<u>17,000</u>	<u>12,000</u>	<u>8,000</u>
<u>B（1.9超過、2.3以下）</u>	<u>11,000</u>	<u>9,000</u>	<u>7,000</u>

イ 外窓交換（はつり工法、カバー工法）

窓1か所当たりの面積	<u>2.8 m²</u>	<u>1.6 m²以上</u>	<u>0.2 m²以上</u>
グレード（熱貫流率）	<u>以上</u>	<u>2.8 m²未満</u>	<u>1.6 m²未満</u>
<u>P（1.1以下）</u>	<u>110,000</u>	<u>81,000</u>	<u>54,000</u>
<u>S（1.1超過、1.5以下）</u>	<u>99,000</u>	<u>73,000</u>	<u>49,000</u>
<u>A（1.5超過、1.9以下）</u>	<u>78,000</u>	<u>58,000</u>	<u>38,000</u>
<u>B（1.9超過、2.3以下（防火仕様の場合は2.9以下））</u>	<u>52,000</u>	<u>38,000</u>	<u>25,000</u>

ウ ガラス交換

ガラス1枚当たりの面積	<u>1.4 m²</u>	<u>0.8 m²以上</u>	<u>0.1 m²以上</u>
グレード（熱貫流率）	<u>以上</u>	<u>1.4 m²未満</u>	<u>0.8 m²未満</u>
<u>P（1.1以下）</u>	<u>36,000</u>	<u>22,000</u>	<u>7,000</u>

一 1住戸当たり1,000,000円

二 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額。
 なお、先進的窓リノベ事業の補助金を充当する場合は助成対象経費の6分の5の額から当該補助金の額を控除した額とする。

（2）高断熱ドア

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であって、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

一 1住戸当たり160,000円

二 助成対象経費に国からの補助金を充当する場合には、助成対象経費の6分の5の額から当該補助金の額を控除した額

<u>S (1.1 超過、1.5 以下)</u>	<u>24,000</u>	<u>16,000</u>	<u>4,000</u>
<u>A (1.5 超過、1.9 以下)</u>	<u>20,000</u>	<u>12,000</u>	<u>3,000</u>
<u>B (1.9 超過、2.3 以下)</u>	<u>13,000</u>	<u>8,000</u>	<u>2,000</u>

エ ドア交換

<u>グレード (熱貫流率)</u>	<u>助成額</u>
<u>P (1.1 以下)</u>	<u>110,000</u>
<u>S (1.1 超過、1.5 以下)</u>	<u>99,000</u>
<u>A (1.5 超過、1.9 以下)</u>	<u>78,000</u>
<u>B (1.9 超過、2.3 以下)</u>	<u>52,000</u>

二 分譲集合住宅の管理組合が申請者であり、かつ、改修戸数が 50 戸以上となる場合、助成単価を 100 分の 120 を乗じて得た額とし、一住戸当たり 1,560,000 円を上限とする。

三 改修する窓が、国の住宅省エネキャンペーンにおいて「断熱等 + 防犯窓」として登録されている製品の場合、当該窓の助成単価を 100 分の 250 を乗じて得た額とし、一住戸当たり 3,250,000 円を上限とする。

(2) 断熱材

助成金の交付額は、助成対象経費の 3 分の 1 以内であって、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

- 一 一住戸当たり 1,000,000 円
- 二 国による補助金の交付を受ける場合にあつては、国の補助金交付額

(3) 断熱材

助成金の交付額は、助成対象経費の 3 分の 1 以内であつて、次の各号のいずれか小さい額を上限とする。

- 一 1 住戸当たり 1,000,000 円
- 二 国による補助金の交付を受ける場合にあつては、国の補助金交付額

(3) 高断熱浴槽

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であって、二
住戸当たり 95,000 円を上限とする。

(4) (現行のとおり)

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 (現行のとおり)

第6 及び第7 (現行のとおり)

附 則 (令和4年5月26日付4環地地第40号)
この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附 則 (令和4年6月13日付4環地地第102号)
この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則 (令和4年8月8日付4環気家第38号)
この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

- 附 則 (令和5年1月11日付4環気家第183号)
- 1 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。
 - 2 令和5年1月30日までに交付要綱 (令和4年6月21日付4都環公地温地第698号による制定から令和4年9月6日付4都環公地温第1386

(4) 高断熱浴槽

助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内であって、1
住戸当たり 95,000 円を上限とする。

(5) (略)

第5 本事業の実施体制

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社 (以下「公社」という。)と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。
- 2 (略)

第6 及び第7 (略)

附 則 (令和4年5月26日付4環地地第40号)
この要綱は、令和4年5月26日から施行する。

附 則 (令和4年6月13日付4環地地第102号)
この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則 (令和4年8月8日付4環気家第38号)
この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

- 附 則 (令和5年1月11日付4環気家第183号)
- 1 この要綱は、令和5年1月31日から施行する。
 - 2 令和5年1月30日までに交付要綱 (令和4年6月21日付4都環公地温地第698号による制定から令和4年9月6日付4都環公地温第1386

号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。)第7条の交付申請がされたものは、令和5年1月31日の施行日にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月30日付4環気家第305号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに交付要綱(令和4年6月21日付4都環公地温地第698号による制定から令和4年9月6日付4都環公地温第1386号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。)第7条の交付申請がされた助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、令和4年8月8日付4環気家第38号により改正した既存住宅における省エネ改修促進事業助成金実施要綱を適用する。
- 3 令和5年1月31日から同年3月31日までに交付要綱第7条の交付申請がされた助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月7日付5環気家第408号)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱(令和4年6月21日付4都環公地温地第698号)第7条の事前申込がされた助成金の交付に係る手続(以下「旧助成金交付手続」という。)については、本要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本要綱第3 13及び第6の規定については、旧助成金交付手続にも適用するものとする。

号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。)第7条の交付申請がされたものは、令和5年1月31日の施行日にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月30日付4環気家第305号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年1月30日までに交付要綱(令和4年6月21日付4都環公地温地第698号による制定から令和4年9月6日付4都環公地温第1386号による改正までの全ての既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱をいう。)第7条の交付申請がされた助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、令和4年8月8日付4環気家第38号により改正した既存住宅における省エネ改修促進事業助成金実施要綱を適用する。
- 3 令和5年1月31日から同年3月31日までに交付要綱第7条の交付申請がされた助成金の交付に係る手続については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月7日付5環気家第408号)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月29日までの間に既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱(令和4年6月21日付4都環公地温地第698号)第7条の事前申込がされた助成金の交付に係る手続(以下「旧助成金交付手続」という。)については、本要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、本要綱第3 13及び第6の規定については、旧助成金交付手続にも適用するものとする。

附 則（令和7年2月25日付6環気家第507号）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に既存住宅における省エネ改修促進事業助成金交付要綱（令和4年6月21日付4都環公地温地第698号）第7条の事前申込がされた助成金の交付に係る手続（以下「旧助成金交付手続」という。）については、本要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。